

中野区乳児等通園支援事業扶助費の支給を申請しようとする者は、区の公募により、扶助対象事業者として区から選定を受ける必要があります。

令和８年度中野区乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
実施事業者公募要領（三次公募）

令和 8 年 8 月
中 野 区

1 事業目的

国において、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化する「子ども誰でも通園制度」が創設されました。

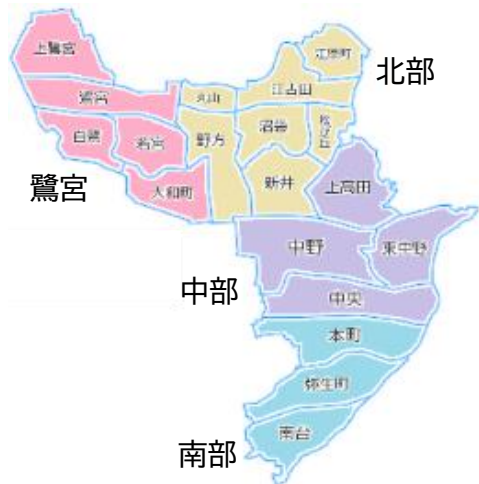
区では、保護者と子どもが安心して制度を利用できる環境を整えるため、新たな乳児等通園支援事業所の拡充に取り組んでいます。ついては、中野区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年中野区条例第37号。以下「区認可条例」という。）第1条に規定する乳児等通園支援事業を新たに実施する事業者を募集します。

本公募により選定され、国制度を超えて本事業を実施する事業者は、中野区乳児等通園支援事業扶助要綱（２０２６年中野区要綱第７２号。以下「区扶助要綱」という。）に基づき、運営費等の経費の一部について支給を受けることができます。

2 施設整備状況

中野区を4つのエリア（鷺宮、北部、中部、南部）に分けた時、中部エリア及び南部エリアにおいては、実施予定園があるものの、鷺宮エリア及び北部エリアにおいては、実施予定園がありません。

中部エリア及び南部エリアにおきましても、実施予定園はあるものの、余裕活用型（保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う方式）による実施が大半であり、安定的にこども誰でも通園制度の実施ができる状況ではありません。（保育所等の定員に空き枠がないと事業を実施できないため。）



鷺宮：実施予定園なし

北部：実施予定園なし

中部：3施設実施予定

一般型（在園児合同）1施設

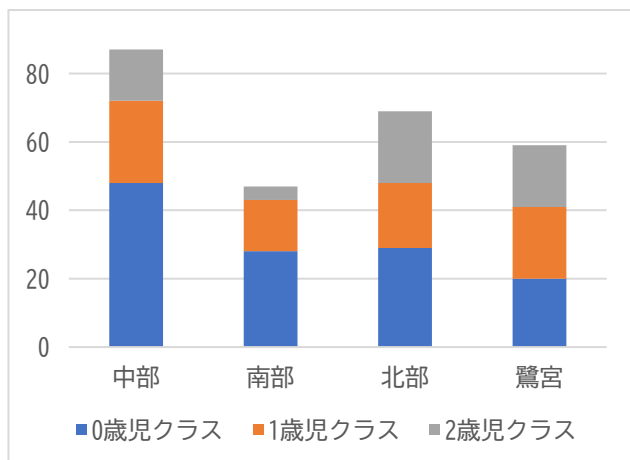
余裕活用型 2施設

南部：2施設実施予定

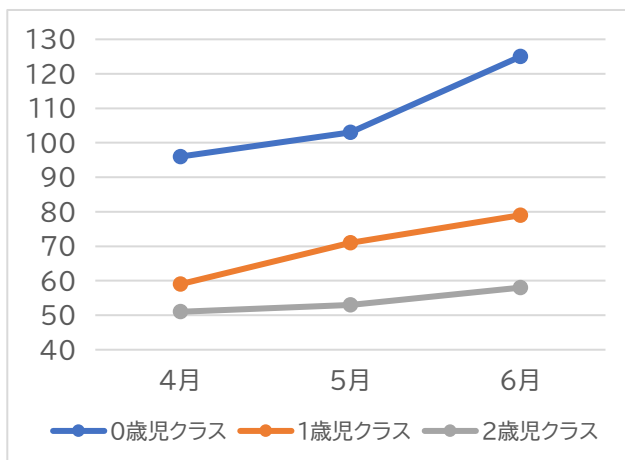
余裕活用型 2施設

3 中野区における乳児等支援給付認定数

令和8年6月末時点の認定数及び令和8年4月から6月にかけての区全域における認定数の推移は下図のとおりです。



〈エリア別の認定数（令和8年6月末時点）〉



〈区全域の認定数の推移〉

4 事業内容

(1) 実施期間

原則として令和8年12月1日以降の開始とし、当該開始日の属する年度の3月31日までの期間中、連続する2か月以上

※中野区児童福祉審議会又は中野区子ども・子育て会議の日程により、乳児等通園支援事業の認可又は特定乳児等通園支援事業者の確認の日が12月1日以降となる場合があります。あらかじめご了承ください。

※開始日の属する年度の翌年度以降の実施については、中野区乳児等通園支援事業実施要綱（2026年中野区要綱第71号。以下「区実施要綱」という。）第9条に基づき確認を行います。

(2) 実施施設

本事業を実施する者（以下「実施事業者」という。）が設置する区内の保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、認証保育所、認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付施設に限る）（以下「保育所等」という。）

(3) 実施内容

実施事業者は、必要に応じて区と協議の上、次に掲げる業務を実施すること。

ア 利用者の選定及び利用調整

区実施要綱第7条の規定に基づき、利用希望者の募集及び受付を行い、公正な抽選等により利用者を選定する。利用希望日の重複が生じた場合は、必要に応じて個別に調整する。

イ 子どもの預かり及び支援

利用者の継続的な預かり保育を実施する。初回の預かりに際しては、利用者の保護者（以下「保護者」という。）と中野区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例（令和8年中野区条例第14号。以下「区確認条例」という。）第4条に規定する面談を行い、制度の意義や利用にあたっての基本的事項の伝達を行うとともに、利用者の特徴や保護者の意向等を把握する。また、利用者について、集団における児童の育ちに着目した支援計画を作成するとともに、日々の保育の状況を記録する。なお、初回対応加算の算定については、別途国の定める要件を満たすこと。

ウ 保護者に対する相談支援

保護者と月1回程度の定期的な面談等を実施し、子育てに関する助言を行うとともに、それらの記録を作成するほか、保護者に対し実際の保育の様子を見てもらう機会を設ける。なお、保護者支援面談加算の対象となる面談については、別途国の定める要件を満たすこと。

エ 事業の評価・効果検証に関する協力

次に掲げるものについて検証及び検討を行い、区が必要に応じて行うアンケート調査、ヒアリング等に協力すること。

- （ア）実施事業者が作成した記録に基づく、こどもの成長や発達に対する効果
- （イ）本事業を利用するきっかけづくり等、利用促進を図るための方策
- （ウ）本事業の利用にあたっての優先事項等、利用者の選定に係る考え方
- （エ）本事業の実施にあたって望ましいと考えられる職員配置及び設備基準
- （オ）その他、本事業の実施にあたって必要と考えられる事項

5 実施方法

(1) 利用対象

- ア 乳児等支援給付認定を現に受けている子ども（0歳6か月から3歳の誕生日の前々日までの子ども）
- イ 中野区に居住し、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通園していない、0歳6か月から2歳児クラス相当までの中野区長により乳児等支援給付認定を受けている子ども（認可外保育施設（企業主導型保育事業、認証保育所を除く。）に通園する子どもは対象に含む。）。

(2) 実施方式

実施事業者は、区実施要綱第3条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる以下のいずれかの方式により、区認可条例に規定する乳児等通園支援事業を実施すること。ただし、家庭的保育事業所において本事業を実施する場合は余裕活用型、認証保育所及び認可外保育施設において本事業を実施する場合は一般型の実施形式に限る。各実施方式の概要は別紙1のとおり。

ア 一般型（在園児合同実施）

保育所等の本体事業における定員とは別に定員を設け、利用する子どもの年齢と合致する本体事業の保育室等において在園児童と合同で預かりを行う。

イ 一般型（専用室独立実施）

保育所等の本体事業における定員とは別に定員及び専用室を設け、在園児とは別に、本制度を利用することも同士で過ごすことを基本として預かりを行う。

ウ 余裕活用型（一般実施）

実施に際して開始日及び終了日を事前に設定し、保育所等の本体事業における利用定員の空きを活用し、利用定員の設定年齢と合致する子どもの預かりを行う。

エ 余裕活用型（特別実施）

実施に際して開始日を事前に設定し、保育所等の本体事業における利用定員の空きを活用し、活用する利用定員が本体事業により充足するまでの期間中、利用定員の設定年齢と合致する児童の預かりを行う。

(3) 利用可能人数及び利用可能時間

実施事業者は、次のいずれにも該当することを要件として、利用可能人数及び利用可能時間を設定すること。

ア 年齢区分ごとの、1時間あたりの利用定員、1月あたりの利用定員を定めること。

イ 中野区に在住する、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通園していない、0歳6か月から2歳児クラス相当までの子ども（認可外保育施設（企業主導型保育事業、認証保育所を除く。）に通園することも対象に含む。）一人あたりの利用可能時間の上限は1日1時間以上8時間以下、かつ1月10時間以上80時間以下であること。それ以外の乳児等支援給付認定子ども一人あたりの利用可能時間の上限は、1月10時間であること。

ウ 上記ア及びイを定めるにあたっては、利用者全員が、子ども一人あたりの利用可能時間の上限まで利用することができるよう、提供体制を確保すること。

エ 利用可能人数の範囲において利用の申込みがあったときは、原則として当該申込みに係る子どもの預かりをすること。ただし、職員の配置及び実施施設の機能等の正当な理由により事業の提供が困難であり、預かりを辞退するときは、事前に区の了承を得た上で利用の申込みをした者に具体的な理由を説明すること。

(4) 利用者の預かり実施日等

利用者の預かり実施日は、中野区保育所条例施行規則（平成12年中野区規則第30号）第2条の休所日（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日までの日）を除く日を基本とし、実施曜日、実施時間及び休所日は、実施事業者が設定すること。

(5) 利用者負担額

実施事業者は、区確認条例第12条第2項に基づき支払いを受ける金額については区扶助要綱第3条第4号の規定によること。詳細は別紙2のとおり。

その他について保護者から支払いを受ける場合は、区確認条例第12条第3項から第5項の規定によること。

(6) 設備基準及び職員配置基準、その他の事項

区認可条例、区確認条例、中野区乳児等通園支援事業認可事務取扱基準（以下「区事務取扱基準」という。）及び区実施要綱に規定するとおり。

(7) 留意事項

ア 実施事業者は、保育中に事故が生じた場合、「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」（令和8年3月30日こ成安45号・7教参学第52号通知）に従い速やかに区に報告しなければならない。

イ 実施事業者は、日々の保育にあたって要支援家庭（保護者の状況、児童の状況、養育の環境から保護者による養育が困難な状況に陥る可能性がある家庭をいう。以下同じ。）の子どもを確認した場合、区に情報提供を行うとともに、当該子どもの保育及び当該保護者の面談等について、区及び関係機関と連携して対応を行うこと。

ウ 実施事業者は、利用予定日に利用予定の子どもが利用がない場合、当該子どもの状況を確認すること。特に、要支援家庭の子どもの場合には区及び関係機関に情報提供し、適切に対応すること。

エ 実施事業者は、利用者の家庭に不適切な養育の疑いを確認した場合、区及び関係機関に情報提供し、相談支援を行う等、適切な支援を行うこと。

オ 実施事業者は、子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用の対象となる児童に準じ、利用者の健康状態の把握に努めること。ただし、全ての児童について健康診断等を一齐に実施することが困難な場合には、保護者から個別に診断書を徴することとしても差し支えないものとする。

カ 親子通園については、慣れるまでに時間を要する子どもへの対応として可能とする。ただし、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないよう留意すること。

キ 給食等の提供については、保護者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応等、適切な実施に留意すること。

ク 乳児等通園支援事業に携わる者は、本事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならず、当該業務以外に用いてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

ケ その他、乳児等通園支援事業の実施にあたっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）に準ずるとともに、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」等を参考にし、実施すること。

6 扶助対象及び支給額

(1) 区独自扶助

区は、予算の範囲内において区扶助要綱の規定に基づき支給を行います。ただし、本公募要領の公表以降、国や東京都の補助制度の変更などにより、当該要綱等を改正する場合があります。要綱改正等により名称及び内容が変更になった場合には、変更後の要綱等に従い支給を行うものとします。詳細は別紙3のとおり。

また、本公募による選定は、翌年度以降の扶助費の支給等を約束するものではありません。

(2) 延長時間分の取扱い

区への請求に係る利用時間（利用実績）は、実際の利用時間ではなく当初の利用予定時間に基づいて算定するものとする。当初の予定より延長して利用があった場合の取扱いについては、実施事業者が施設ごとに定め、当該延長時間分については支給の対象外とする。延長時間分の料金の徴収等、取扱いについては、あらかじめ利用者へ説明を行い、理解を得ること。

7 募集要項

(1) 募集日程

時期	内容
令和8年9月 1日（火）	応募受付の開始
令和8年10月2日（金）	応募受付の締め切り
令和8年10月下旬以降	一次審査結果通知
令和8年11月下旬以降	二次審査結果通知（最終結果通知）

(2) 募集件数

5施設程度

※実施事業者からの応募内容に応じて、選定する件数は変動します。

(3) 応募資格

以下の条件を全て満たしている事業者とします。

ア 応募時点で、中野区内において、保育所等を運営していること。

イ 下記の関係法令に規定する設置者の要件を満たすこと。

（ア）区認可条例

（イ）区確認条例

（ウ）区事務取扱基準

（エ）区実施要綱

（オ）区扶助要綱

ウ 次の欠格事項に該当しないこと。

（ア）民法上の行為能力を有しない者

（イ）破産者で復権を得ない者

- (ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本区における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
 - (オ) 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - (カ) 国税及び地方税を滞納している者
 - (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人
 - (ク) 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしている法人
 - (ケ) 法人全体の財務状況について、直近の会計年度の決算において債務超過を生じている法人
- エ 運営する区内の既設園に対する直近の立ち入り調査等において指摘事項がない、又は改善済であること

8 応募要件

- (1) 乳児等通園支援事業を規定する関係法令等を遵守すること。
- (2) 保育所等に併設して事業を実施する場合は、当該保育所等における関係法令等を遵守すること。
- (3) 区の保育行政を理解し、連携及び協力すること。
- (4) 本事業の実施にあたり、区と協議の上、適宜、地域住民等へ説明を行うこと。

9 質疑応答

下記担当宛て電話又は電子メールによりご連絡ください。公募の上で広く周知した方が良いと判断されるものは、全体に周知します。

10 事業実施（応募）相談

本公募への応募、もしくは今後、中野区において乳児等通園支援事業所の設置を検討している事業者について、個別相談を実施しています。設置の是非を検討中で、「こども誰でも通園制度」の中野区における実施方法・区独自加算等の説明を希望する場合も相談可能です。

相談にあたっては、下記担当宛て電話又は電子メールによりご連絡ください。

11 応募方法

- (1) 提出書類（詳細は別紙4のとおり。）
 - ア 令和8年度中野区乳児等通園支援事業実施事業者応募申込書（三次公募）
 - イ 区事務取扱基準に規定する乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書（第1号様式）を含む提出書類一式

(2) 提出期限

令和8年10月2日（金）

(3) 提出方法

提出書類一式（原則PDF形式とする。）を下記の担当宛てに電子メールにより提出すること。

※電子メールの件名に「【施設名称】中野区乳児等通園支援事業の実施事業者応募」と記載をすること。

(4) 留意事項

応募後、応募者の都合により本事業の実施が困難となった場合等、応募の取下げを希望する場合は速やかに区にその旨を連絡すること。

12 選定方法

(1) 一次審査として、応募者からの提出書類、実施希望場所の状況、区全体の需要（受入れ年齢、地域の偏在を含む。）等を考慮のもと、実施事業者としての適否を総合的に審査の上で候補事業者を選定し、全ての応募者に対して結果を通知する。

(2) 二次審査として、一次審査において選定された候補事業者を対象に実施事業者としての適否を中野区児童福祉審議会に諮問し、かつ中野区子ども・子育て会議の意見聴取を経て実施事業者を選定し、全ての候補事業者に対して結果を通知する。

※結果の通知及び事業の開始時期については、中野区児童福祉審議会又は中野区子ども・子育て会議の日程により、12月1日以降となる場合があります。あらかじめご了承ください。

※各審査において実施事業者として適切と認められる者がいない場合、いずれの者も候補事業者又は実施事業者として選定しないものとする。

13 その他

(1) 応募における提出書類の取扱い

ア 提出書類は返却しない。

イ 提出書類の訂正及び差替えは、区から指示があった場合を除き認めない。

ウ 提出書類は本制度に関する業務以外の目的では使用せず、当該書類を提出した応募者に無断で公表しない。ただし、区に対する情報公開請求があった場合、中野区区政情報の公開に関する条例（昭和61年中野区条例第9号）に基づき必要に応じて公表する。

エ 提出書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属するものとする。ただし、本制度に関する業務のために必要と認める場合、区は提出書類の情報を無償で利用できることとする。

オ 提出書類に事実と反する記載を行う等、不正とみなされる行為が確認された場合、実施事業者の選定の全部又は一部を取り消すことがある。

(2) 経費負担

- ア 応募にあたり必要な経費は応募者の負担とする。
- イ 本制度の実施に関する協議及び打合せ等に要する経費は全て実施事業者の負担とする。
- ウ 区に選定されなかった場合等により生じた損害について、区は一切責任を負わない。

14 補則

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別途定めるものとする。

【担当】 中野区子ども教育部保育園・幼稚園課保育企画調整係

電 話：03-3228-8089

メール：youjisisetuseibi@city.tokyo-nakano.lg.jp